

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 庁 丁 規 発 第 7 4 号  
令 和 5 年 6 月 2 8 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校交通教養部長

電柱による道路の占用の禁止に伴う警察の対応について（通達）

従前、道路管理者は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第37条の規定に基づき、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限すること（以下「占有禁止・制限」という。）に関し、電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前に受けた占有の許可等に基づき設置された電柱（以下「既設電柱」という。）については、当分の間、占有を認めることとし、指定した期日のうちに新たに設置される電柱（以下「新設電柱」という。）に対してのみ、占有の禁止を行っていたところであるが、今般、「道路法第37条による占有禁止又は制限に係る当面の運用について」（令和5年6月28日付け国道利第6号等。以下「占有禁止・制限通知」という。別添）が国土交通省から発出され、令和5年6月28日から、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画において指定される緊急輸送道路等においては、既設電柱に対しても、占有の禁止が実施されることとされた。

これまで、電柱による道路の占用の禁止に伴う警察の対応については、「緊急輸送道路における電柱による道路の占用の禁止に伴う警察の対応について（通達）」（令和3年3月30日付け警察庁丁規発第50号。以下「旧通達」という。）に基づき、道路管理者と連携の上、適切に行うこととしていたところであるが、占有禁止・制限通知の内容を踏まえた警察における対応及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、旧通達は廃止する。

なお、本通達は、国土交通省と協議済みであることを申し添える。

記

## 1 占有禁止・制限通知の概要

### (1) 電柱による道路の占用の禁止を実施する区域

#### ア 新設電柱による道路の占用を禁止する区域

交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合（法第37条第1項第1号関係）、幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合（同項第2号関係）又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合（同項第3号関係）について新設電柱による道路の占用が禁止される。

イ 既設電柱による道路の占用を禁止する区域

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める区域（法第37条第1項第3号関係）のうち、無電柱化事業の事業中又は予定している区間や地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など、防災上の優先度の高い区間として、道路管理者による「既設電柱占用制限導入計画」に定める区域について対象とされる。

(2) 区域指定の時期について

ア 新設電柱

上記(1)アの道路区域について必要に応じ指定される。

イ 既設電柱

既設電柱の占用の禁止が行われる際には、「既設電柱占用制限導入計画」に基づき、占用の禁止が開始される区域毎に、順次、既設電柱による占用を禁止する道路の区域が指定される。

(3) 公示日から占用の禁止が開始されるまでの間

ア 新設電柱

道路管理者による公示後、第三者への周知期間として必要な期間を確保した上で、速やかに占用の禁止が開始される。

イ 既設電柱

道路管理者による公示後、一定の猶予期間（最大10年）の日以降に占用の禁止が開始される。

(4) 電柱による占用の禁止を実施した区域における特別の事由がある場合の取扱い

ア 新設電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

災害若しくは事故が原因で現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合又は宅地開発若しくは商業施設や工場の新規建設等が原因で新たに電力・通信サービスが必要となった場合であって、直ちに道路区域外に用地を確保することができないと認められる場合は、原則として2年間、仮設の電柱の設置を認めることとされている。

イ 既設電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

災害等によりやむを得ない事情がある場合には、占用の禁止の内容を変更し、必要な期間、猶予期間を延長することができるものとし、その際には必要な期間を加味した猶予期間を内容とする指定を改めて行うこととされている。

(5) 警察署長協議について

道路管理者は、占用禁止・制限を行う区域を指定し、又は当該指定を解除しようとする場合においては、道路法第37条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該占用禁止・制限又は当該指定の解除を行う理由・区域について協議しなければならないこととされている。

2 警察における対応及び留意事項

(1) 警察署長協議について

道路法第37条第2項の規定に基づく警察署長協議が行われた場合において、

交通管理上申し述べるべき意見があるときは、適切に対応すること。

(2) 警察施設に関連して必要となる対応について

ア 警察施設の新設に係る対応

上記1(4)ア記載のとおり、原則として2年間の仮設の電柱の設置が認められる場合に該当するときは、警察施設に電力・通信を確保するために、電柱による道路の占有が禁止される区域において仮設の電柱を設置することができるとともに、やむを得ない場合には、仮設の電柱の占有期間を延長することが認められる場合もあることとされていることから、警察施設の新設に伴う電力・通信の確保に支障が生じることをないよう、道路管理者と連絡・調整を行うなど適切に対応すること。

イ 既存の警察施設に係る対応

電柱による道路の占有が禁止される区域においては、将来的に電線類の地中化等に伴う電柱の撤去が行われることが想定される場所であり、今後、警察が単独で新たな支持柱等を設置する必要があることも考えられる。

この場合においては、当該電柱に共架されている警察施設を継続的に運用することができるよう、道路管理者や電柱の管理者等と連絡・調整を行うとともに、警察において費用を負担する必要があるものについては計画的に予算措置を講ずること。

(3) 電線共同溝の整備が行われる場合の留意事項

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝の整備が行われる場合においては、従前のとおり、警察施設に電力・通信を供給するための電線・通信線を設置するための部分（横断管路等）を設けることを要請することを始め、道路管理者との連絡・調整を適切に行うこと。